

知事メッセージ

- 1 世羅町の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されました。
- 2 本県の家きん飼養農場において、本病の疑い事例が発生したことは、誠に残念ではありますが、農林水産省等関係機関と連携し、家畜伝染病予防法に基づくまん延防止措置に万全を期してまいります。
- 3 当該農場においては、同居家きんの殺処分及び殺処分後の汚染物品の処理並びに農場消毒等を実施し、まん延防止に万全を期して参ります。
- 4 加えて、発生農場から半径3 km以内は移動制限区域、3～10 km以内は搬出制限区域とし、生きた家きんや卵の移動を制限しますので、対象農場の皆様にはご協力をお願いします。
- 5 県内の他の家きん飼養農場における防疫対策については、農場への出入りの制限、消毒の徹底等一層強化するよう再度注意喚起します。
- 6 なお、鶏卵、鶏肉を食べたとしても、これにより鳥インフルエンザウイルスが人に感染することはありませんので、消費者の皆様にはご理解くださいますようお願いいたします。

令和4年12月16日

広島県知事 湯崎英彦